

おもちゃの規格

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第4
最終改正: 令和7年内閣府告示第95号

A おもちゃ又はその原材料の規格

1 うつし絵				
項目	規格	料金(税別・円)	合計(税別・円)	検体必要量
重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)	3,500	10,500	50 cm ² (着色部分)
ヒ素	標準色より濃くてはならない(0.1 µg/mL以下)	7,000		

2 折り紙				
項目	規格	料金(税別)	合計(税別・円)	検体必要量
重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)	3,500	10,500	50 cm ²
ヒ素	標準色より濃くてはならない(0.1 µg/mL以下)	7,000		

3 ゴム製おしゃぶり						
項目	規格	料金(税別・円)	合計(税別・円)	検体必要量		
材質規格	カドミウム	10 µg/g以下	*1 (シリコンゴム以外) 11,000	(シリコンゴム以外) 37,000	50 g	
	鉛	10 µg/g以下	(シリコンゴム) 15,000			
溶出規格	フェノール	5 µg/mL以下	6,000			(シリコンゴム) 41,000
	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くてはならない(約4 µg/mL以下)	6,500			
	亜鉛	1 µg/mL以下	5,500			
	蒸発残留物	40 µg/mL以下	4,500			
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)	3,500			

*1 シリコンゴムかそれ以外のゴムかの確認をご希望の場合は、別途「シリコンゴムの確認試験(税別6,000円)」を承ります。

注) 可塑剤が使用されている場合は、7又は9も同時に該当する場合があります。

4 おもちゃの塗膜				
項目	規格	料金(税別・円)	合計(税別・円)	検体必要量
カドミウム	75 µg/g以下	22,000		塗膜が30 mg 採取できる 量
鉛	90 µg/g以下			
ヒ素	25 µg/g以下			

注) 可塑剤が使用されている場合は、7又は9も同時に該当する場合があります。

5 ポリ塩化ビニルを用いて塗装された塗膜				
項目	規格	料金(税別・円)	合計(税別・円)	検体必要量
カドミウム	75 µg/g以下	22,000		塗膜が30 mg 採取できる 量
鉛	90 µg/g以下			
ヒ素	25 µg/g以下			
溶出規格	過マンガン酸カリウム 消費量	50 µg/mL以下	4,500	500 cm ²
	蒸発残留物	50 µg/mL以下	4,500	
材質規格	フタル酸ジイソニル*1 フタル酸ジイソニルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない	27,000	58,000	塗膜が30 mg 採取できる 量

*1 乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃの乳幼児の口に接触することを本質としない部分が対象です。

注) 可塑剤が使用されている場合は、7又は9も同時に該当する場合があります。

6 ポリ塩化ビニルを主体とする材料を用いて製造された部分(塗膜を除く)					
項目		規格	料金(税別・円)	合計(税別・円)	検体必要量
溶出規格	過マンガン酸カリウム消費量	50 µg/mL以下	4,500	47,500	500 cm ²
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)	3,500		
	カドミウム	標準溶液の吸光度より大きくてはならない(0.5 µg/mL以下)	8,000		
	蒸発残留物	50 µg/mL以下	4,500		
	ヒ素	標準色より濃くてはならない(0.1 µg/mL以下)	7,000		
材質規格	フタル酸ジイソニル ^{*1}	フタル酸ジイソニルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない	20,000		3 g

*1 乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃの乳幼児の口に接触することを本質としない部分が対象です。
注) 可塑剤が使用されている場合は、7又は9も同時に該当する場合があります。

7 可塑化された材料からなる部分					
項目		規格	料金(税別・円)	合計(税別・円)	検体必要量
材質規格	フタル酸エステル ^{*1}	各々0.1%を超えて含有してはならない ^{*2}	^{*3} 20,000		3 g ^{*4}

*1 フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ベンジルブチルの3物質
*2 平成22年食安発0906第4号の試験法
*3 塗膜の場合は+7,000円となります。
*4 塗膜の場合は塗膜が30 mg採取できる量が必要です。

8 フタル酸ジイソニルに関する規定					
5及び6を参照					

9 乳幼児が口に接触することを本質とする部分の可塑化された材料からなる部分					
項目		規格	料金(税別・円)	合計(税別・円)	検体必要量
材質規格	フタル酸エステル ^{*1}	各々0.1%を超えて含有してはならない ^{*2}	^{*3} 29,000		3 g ^{*4}

*1 フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ベンジルブチル、フタル酸ジイソデシル、フタル酸ジイソニル、フタル酸ジ-n-オクチルの6物質
*2 平成22年食安発0906第4号の試験法
*3 塗膜の場合は+7,000円となります。
*4 塗膜の場合は塗膜が30 mg採取できる量が必要です。

10 ポリエチレンを主体とする材料を用いて製造された部分(塗膜を除く)					
項目		規格	料金(税別・円)	合計(税別・円)	検体必要量
溶出規格	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	4,500	19,500	500 cm ²
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)	3,500		
	蒸発残留物	30 µg/mL以下	4,500		
	ヒ素	標準色より濃くてはならない(0.1 µg/mL以下)	7,000		

11 金属製のアクセサリがん具					
項目		規格	料金(税別・円)	合計(税別・円)	検体必要量
	鉛	90 µg/g以下	9,000		3個

B おもちゃの製造基準

項目		規格	料金(税別・円)	合計(税別・円)	検体必要量
溶出規格	着色料	着色料の溶出が認められてはならない	5,500		100 cm ² (着色部分)
	着色料の確認 ^{*1}	化学合成品たる着色料を使用する場合は、食品衛生法施行規則別表第11に掲げる着色料以外の着色料を使用してはならない。ただし、着色料の溶出試験に適合する場合は、この限りではない。	16,000		

*1 着色料が溶出した場合の確認試験です。